



TIPLO News

2024年1月号(J293)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 「スタートアップ企業のためのポジティブ特許審査パイロットプログラム」の改訂を公告、2024年1月1日から発効
- 02 過去10年における商標出願の平均年成長率は、グリーン商標が商標全体を上回る
- 03 知的財産及び商事裁判所は差戻一審にて、河洛公司による「武林群俠傳」著作権侵害は無しと判決
- 04 台韓租税協定、2024年1月1日から運用開始

台湾ハイテク産業情報

- 01 AUO、群創光電がCESへ 車載用TFT液晶ディスプレイ技術を披露

台湾知的財産権関連の判決例

- 01 商標権関連
「台中で最も高価なお弁当」商標戦の結末 「金之園」が「金g園」に対する侵害告訴で4連敗

今月のトピックス

J231130Y1

01 「スタートアップ企業のためのポジティブ特許審査パイロットプログラム」の改訂を公告、2024年1月1日から発効

経済部知的財産局が2023年元旦から継続実施している「スタートアップ企業のためのポジティブ特許審査パイロットプログラム（原文：新創産業積極型専利審査試行作業方案）」は2023年12月31日に期間満了となるため、改訂してさらに1年試行されることとなった。（改訂版では）より多くのスタートアップ企業がこのプログラムに参加できるよう、スタートアップ企業の資格要件が緩和され、同プログラムの特許出願の出願人であれば、適用されるようになる。改訂内容をみると、「スタートアップ企業は特許出願時の出願人でなければならない」という制限規定が削除されている（訳注：スタートアップ企業がプログラムを申請する時点で特許出願の出願人であれば申請可）ほか、スタートアップ企業の「設立8年未満」に関する計算方法が、従来の「会社の設立日から特許出願日まで」から「会社の設立日から本プログラム申請日まで」に変更されている。本プログラムは2024年1月1日から発効となる。（2024年11月）

J231215Y2

02 過去10年における商標出願の平均年成長率は、グリーン商標が商標全体を上回る

ネットゼロという潮流に対応するため、企業は積極的にニュートラルカーボンへの取組みを積極的に行っている。経済部によると、過去10年における商標出願の平均年成長率はグリーン商標が商標全体を上回っており、とくにグリーン商標の出願は「省エネ」、「汚染制御」、「エネルギー製品」の三大分野に集中しているという。

台湾の特許登録出願件数はここ3年いずれも年9万件超え：過去10年における台湾の商標登録出願件数は全般的に成長を遂げ、平均年成長率は2.8%に達している。また2020年からは3年連続で9万件を超えたものの、2023年は景気減速の影響を受け、1~10月の出願件数は7.5万件にとどまり、前年同期比で4.2%減少している。

内国人の商標登録出願は最高記録を引き続き更新：国籍別にみると、内国人の出願が最も多く、ここ10年は毎年全体の7割以上を占めている。2022年に内国人による出願は7.4万件に達し、最高記録を引き続き更新し、年成長率は1.3%に上り、出願人全体の78.4%を占め、2013年比で3.7ポイント上昇している。一方、外国人の出願は2020年にコロナ禍の打撃を受けて激減したあと、2022年になってもコロナ前の水準には回復していない。外国人の出願を国籍別にみると、中国大陸が21.1%を占めて最も多く、それに米国(17.5%)、日本(17.3%)が次いでいる。

女性による出願は年々増加：ここ10年の自然人出願に占める女性の割合をみると、2013年に女性による商標登録出願件数は自然人全体の31.9%を占めたが、年々成長して2022年には41.3%に達している。政府が商標の電子出願

システムの政策を推進していることに加えて、近年のデジタル経済が進展していることで、女性に就業や起業等の多面的な機会が提供されたことから、女性による商標出願の割合が上昇したことがわかる。

過去 10 年における商標出願の平均年成長率は、グリーン商標が商標全体を上回る：知的財産局の「わが国の過去 10 年におけるグリーン商標産業の比較分析（原文：我國近十年綠商標産業之比較分析）」報告によると、グリーン商標の出願件数は 2013 年の 8845 件から 2022 年の 1 万 5105 件に成長しており、平均年成長率は 6.1%に達し、商標全体の 2.8%を上回っているという。しかもグリーン商標の出願件数が商標全体に占める割合はほぼ上昇傾向を示しており、2022 年におけるグリーン商標が全体に占める割合は 15.9%に達し、2013 年比で 4.0 ポイント上昇している。これはグリーン商標がますます重要視されていることを示すものであり、台湾がニュートラルカーボンやネットゼロという目標に邁進するのに有利となる。

台湾のグリーン商標製品は「省エネ」、「汚染制御」、「エネルギー製品」の三大分野に集中：グリーン商標の 2022 年出願件数を 9 大分類別にみると、多い順に「省エネ」6745 件、「汚染制御」5029 件、「エネルギー製品」3740 件となっており、その他の分類を大きく上回っている。さらに過去 10 年の出願件数の推移をみると、各大分類はいずれも成長しており、とくに「省エネ」は 2022 年に 2013 年比で 3272 件増加して最も多く、2017 年には「汚染制御」を抜いて首位に躍り出ている。また「リユース/リサイクル」は 2013 年～2022 年の平均年成長率が 17.4%に達して最も高かった。（2023 年 12 月）

J231214Y3

03 知的財産及び商事裁判所は差戻一審にて、河洛公司による「武林群俠傳」著作権侵害は無しと判決

智冠科技股份有限公司（Soft-World International Corporation、以下「智冠公司」）はコンピュータゲーム「俠客風雲傳」がゲーム「武林群俠傳」の著作権を侵害したとして河洛遊戲有限公司（Heluo Games Co., Ltd.、以下「河洛公司」）を相手取り訴訟を提起していた。知的財産及び商事裁判所は 2023 年 11 月 30 日の差戻一審判決において、智冠公司是河洛公司在「武林群俠傳」の著作物に対して後続の複製又は改作を行ったことを黙認、同意していたため、河洛公司在該著作財産権を侵害した故意又は過失は存在せず、さらには河洛公司在「武林群俠傳」という言語の著作物、美術の著作物、音楽の著作物を侵害したとする智冠公司の主張には根拠がないと認めた。河洛公司与責任者徐昌隆に対して新冠公司への賠償金（2400 万新台湾ドル）の支払いと侵害排除を命じる一審判決はいずれも取り消され、二審で追加された自由時報第一面に判決主文を掲載する請求等も理由がないとして棄却された。本件はさらに上訴できる。（2023 年 12 月）

J231229Y8

J231229Z8

04 台韓租税協定、2024年1月1日から運用開始

財政部は28日に台湾と韓国との所得に対する租税に関する二重課税の回避のための協定が2023年12月27日に発効となり、2024年元旦から運用が開始される。台湾にとって35番目の租税協定であり、これにより双方の非居住者の配当、利子、ロイヤルティーに対する源泉税率がいずれも10%に引き下げられ、台日間の租税協定と同じ水準となる。

財政部によると、台湾と韓国は競合関係にあるが、半導体の集積回路やメモリの製造に関しては相補性があり、提携の余地があり、税制上における二重課税の問題を解消し、配当金等の源泉税率を引き下げ、友好的な租税環境を提供することで、双方の経済貿易関係を強化するための一助となるとしている。

源泉税率については、元来韓国における非居住者の配当、利子、ロイヤルティーに対する源泉税率はいずれも22%、台湾における非居住者の配当に対する源泉税率は21%、利子に対しては15%又は20%、ロイヤルティーに対しては20%であったが、租税協定が発効することで、双方の配当、利子、ロイヤルティーに対する源泉税率はいずれも10%に引き下げられ、多くの租税協定並みの水準となった。

台韓租税協定では相互協議手続きに関する条文が設けられており、双方の居住者に同協定の適用に関する紛争が発生したならば、双方の権限のある当局による協議解決の申立てをすることができる。例えば移転価格の対応的調整の申立てをすることで、二重課税の問題を解消でき、又は（移転価格）事前確認の申立てをすることで、今後いずれか一方で移転価格調査が行われるリスクを低減できる。（2023年12月）

台湾ハイテク産業情報

J240104Y5

01 AUO、群創光電がCESへ 車載用TFT液晶ディスプレイ技術を披露

米国コンシューマー・エレクトロニクス・ショー（CES 2024）が2024年1月9日に開催された。液晶パネル製造の大手メーカーAUO（友達光電股份有限公司）もCESに初登場し、業界をリードする車載用HMIディスプレイに関して一連の自動車ソリューションを披露した。それはマイクロLED究極ディスプレイ技術を含め、自動車用のスマートコックピットを創出し、人と機械のインタラクティブ性のある多元的な応用を拡充するものだ。一方、群創光電（Innolux）の子会社CarUXは、世界初のプライバシーテック及びインビジビュール・ヒドゥンディスプレイ（InvisiView hidden display）などの最新鋭車載用ディスプレイ製品の技術も展示した。

AUOのCEO 柯富仁氏は、AUOがCESで展示する一連の車載用ディスプレイのソリューションは、自動車コックピットデザインに新たな概念を刺激するものであるため、CES 2024 イノベーションアワードを受賞し、新たなドライブ体験と移動サービスを始動させたと述べた。

ディスプレイは運転のために生まれたものだという過去の考え方から脱却し、AUO は多目的な車載用 HMI ディスプレイソリューションをつくり出し、前部座席ダッシュボード上側の A ピラーから A ピラーまでの広い曲面を一体化する AmLED 技術ディスプレイのソリューションを含め、内蔵レンズ及びセンサーエレメントを運用することでアプリケーションを新たにし、運転席と助手席の乗車及びエンタテインメント情報を繋げた。また、助手席のモニターに自動スクリーンプライバシーモードを搭載することで、運転手の注意力散漫を避けることができる。

2024 年、AUO は、透明度の高いマイクロ LED ディスプレイを自動車のサイドウィンドウに統合し、タッチ機能も搭載してエンターテイメントも楽しめ、オンライン会議も行えて、安全運転の警告情報が表示される「インタラクティブ・トランスペアレント・ウィンドウ (Interactive Transparent Window)」などを含むマイクロ LED 技術を車載用ディスプレイに導入した。「ローラブル・リアシート・エンタテインメント・システム (Rollable RSE)」のディスプレイは、マイクロ LED が巻き込めて、曲げられるという優位性を運用することで、乗客がディスプレイの操作から離れる時に、それを巻き込んで前部座席のシートバックに隠すことができる。同時に、AUO は車室の各方面の空間アプリケーションも含め、マイクロ LED ディスプレイとセンシング技術も統合している。AUO はまた、ハンドルグリップにも隠しスイッチを取り付け、「直感的ステアリングタッチディスプレイ (Intuitive Steering Wheel Touch Display)」をつくり、フロントガラスに設置した「没入型デジタル環境パノラマヘッドアップディスプレイ (Immersive Panoramic HUD)」と連動させている。それを「ブレンディッド HMI サーフェス (Blended HMI Surface)」と統合し、内装トリムと組み合わせることで異なる質感を表現することができ、ディスプレイを内装トリムに融合させ、ディスプレイが機能操作の際にのみ表れるようにした。

群創光電の社長兼 CEO 洪進揚氏は、CarUX は従来のディスプレイの制限超越に取り組んでおり、大型インフォメーションディスプレイ (LID) の核心的デザイン理念を出発点として、利用者体験を重視し、車内空間のカスタマイゼーションというデザイン理念を体現できるよう、15 から 55 インチの一連の車載用ディスプレイを提供していると語り、それは、車室のデジタル化を通じて更に豊富なエンターテイメント及び情報サービスを提供するためであると述べた。

CarUX の車載用ディスプレイ製品の外観造形はいずれもアーチ形のデザインで、様々な車型にシームレスに溶け込むことができる。各製品にはいずれも極めて低い反射率、高輝度、高コントラスト、高色域及び高速応答時間を含む特徴があるのみならず、AM MiniLED と車載 MicroLED 技術も運用している。更に、世界初のプライバシーテック及びインビシビュー・ヒドゥンディスプレイなどの最新鋭車載用ディスプレイ製品の技術も展示し、助手席の人がハイエンドのデジタルエンターテイメントを楽しめるようにしたほか、運転手の注意力散漫による危険運転も防ぐようにしている。また、世界初のインビシビュー・木目ヒドゥンディスプレイ、透明革製ディスプレイは、ディスプレイを内装に融合させることで、インタラクティブ使用時にのみ必要な画像と情報を表示し、インビジブル効果を達成している。(2024 年 1 月)

台湾知的財産権関連の判決例

01 商標権関連

■ 判決分類：商標権

I 「台中で最も高価なお弁当」商標戦の結末 「金之園」が「金 g 園」に対する侵害告訴で 4 連敗

「范記金之園」草袋飯（ディンディーユアンツァオダイファン）は、元従業員が独立してオープンした「金雞園」小吃店（軽食店）を相手取り、看板を使用して商標に便乗し、消費者の誤認を引き起こす故意があるとして告訴を提起した。また、金之園は自ら 3 年連続でミシュランガイド ビブグルマンに選ばれたと主張し、金雞園に店名、商標の変更、賠償として 90 万台湾ドルの支払いを要求した。これについて、知的財産及び商事裁判所は審理したが、「范記金之園」商標は縦書きの中国語で構成されており、「金 g 園」は縦書きの中国語、英語で構成されており、「g」に鶏のくちばし、鶏冠とカラフルな尾羽 3 本が描かれており、まったく違って見えると認定し、更に両者とも弁当を販売しているが、消費者に混同を生じさせないほか、范氏がビブグルマンに選ばれた完全な資料を提出しなかったため、消費者が「范記金之園」商標をより一段と熟知しているとは認定できないうえ、范氏も金雞園の看板が金之園の商業的名声に便乗する故意があることについて挙証していないと認定し、金之園敗訴の判決を下した。本件は上訴することができる。

II 判決内容の要約

知的財産及び商事裁判所民事判決

【裁判番号】 111 年度民商訴字第 47 号

【裁判期日】 2023 年 4 月 27 日

【裁判事由】 商標権侵害行為の排除等

原告 金之園股份有限公司

被告 賴育菘、即ち金雞園小吃店

上記当事者間の商標権侵害行為の排除等案件につき、本裁判所は 2023 年 3 月 30 日に口頭弁論を終結し、次の通り判決する。

主文

原告の訴えを棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

一、両方当事者の請求

（一）原告の請求

- 1、被告は付図二に示す文字及び図案、または「金之園」文字と同一もしくは類似のものを草袋飯弁当箱の広告板、広告、看板または他の販売物件

に使用してはならないほか、付図二に示す文字または図案の看板を廃棄処分すべき。

2、被告は原告に 90 万台湾ドル、及び訴状謄本送達の日より弁済日まで年利息 5% で計算した利息を支払わなければならない。

3、訴訟費用は被告の負担とする。

(二) 被告の請求

1、原告の訴えを棄却する。

2、訴訟費用は原告の負担とする。

二、両方当事者が争わない事項

(一) 原告は 2018 年 1 月 31 日知財局に「范記金之園」商標を出願し、権利存続期間は 2028 年 10 月 31 日までであり、商標の指定内容を「商品区分：第 043 類。商品または役務名称：軽食店；レストラン；ケータリング；飲食提供サービス。」としている。2018 年 11 月 1 日に公告され、第 01949409 号商標として登録され、今も商標権存続期間内である。

(二) 原告の「金之園股份有限公司」は 2018 年 1 月 24 日に〇〇市政府に商業設立登記を行い、且つ范家豪を代表者としている。

(三) 被告の「金雞園小吃店」は 2007 年 12 月 26 日に〇〇市政府に商業設立登記を個人事業主の屋号として行い、2020 年 8 月 6 日に代表者を賴育崧に変更している。

(四) 「范記金之園及び図」商標は、原告の法定代理人范家豪の母親洪維貞が 1983 年 4 月 22 日に登録出願し、権利存続期間は 2023 年 10 月 15 日までであり、商標の指定内容を「商品区分：第 030 類。商品または役務名称：各種弁当、穀物、小麦粉、でん粉及び他の穀粉とその混合製品」としている。

三、両方当事者の争点

(一) 被告が付図二に示す文字及び図案を看板に使用したことは、商標法第 68 条第 1 項第 3 号の規定に違反するか。

(二) 原告が商標法第 69 条第 3 項の規定に基づき、被告に賠償を請求したことに理由があるか。もしあれば、その金額はいくらか。

(三) 原告が商標法第 69 条第 1 項、第 2 項の規定に基づき、被告に対し侵害の防止及び排除を請求したことに理由があるか。

四、理由

(一) 付図二は、関連事業者又は消費者に混同誤認を生じさせる恐れがないので、商標法第 68 条第 3 号所定の原告の商標権侵害に該当しない。

1、付図二は係争商標と同一または類似するか：

(1) 係争商標は縦書きの中国語からなる「范記金之園」であり、付図二は中国語、英語の「金」、「g」、「園」から構成されており、そのうちの「g」の上に鶏冠図形、その左側に鶏のくちばし図形、その下側にカラフルな鶏の尾羽があるものである。よって、付図二と、係争商標が目視した関連消費者に与える全体的な印象は、図案または文字の設計により識別に供する差異があり、視覚体験も異なる。付図二と係争商標が表す全体的な外観、コンセプトを比較して総合的に判断した。

よって、全体的に考察すると、付図二と係争商標の文字、図案設計が表す全体的なスタイル、外観は異なっており、且つ付図二も他の図案と結合して、人に与える目視印象に差異があるので、付図二は係争商標と類似しない。

- (2) 商品または役務が同一または類似するか、及びその類似程度：係争商標を使用指定している「軽食店；レストラン；ケータリング；飲食提供サービス」と、付図二を実際に使用している飲食サービスとの比較を行うと、両者はともに飲食提供サービスに当該する。よって、一般の社会通念及び市場の取引実態から判断すると、同一の役務に該当する。被告が草袋飯を販売しておらず、原告と同一商品ではない云々と抗弁したことは採用できない。
 - (3) 商標識別性の強弱：係争商標と軽食店、レストラン、ケータリング、飲食提供サービスとの間には明確な関わりがなく、関連消費者も直接、商品の出所を指示または区別する標識であると認識できるので、相当な識別性がある。
 - (4) 実際の混同誤認の状況：本件には、関連消費者が係争商標、付図二が表彰する役務が同一の出所に由来する、又は関連があると誤認して、実際に混同誤認したことを証明する証拠がない。
 - (5) 関連消費者の各商標に対する熟知程度：原告は、2020年から2022年の3年連続でミシュランガイド ビブグルマンに選ばれ、台中市において長蛇の列ができる人気店であると主張し、さらに証明のために「台中2020、2021、2022 ビブグルマン推薦店」資料を提出した。前記資料を見ると、そのうち2020年、2021年資料の出典の表示がなく、どこに掲載された資料なのかがわからない一方、2022年資料の出典は蘋果新聞網だとしたが、それは一枚の表だけであり、原告に対する詳細な報道内容もないほか、当該ウェブ上の表を見た人数の表示もないので、関連消費者の係争商標に対する熟知程度が付図二より高いと認定するには不十分である。
 - (6) 被告が善意であるか：原告は、被告が付図二を飲食サービスに使用した行為に悪意があるかについて論述しなかったほか、裏付けとする証拠も提出しなかったため、被告が付図二を飲食サービスに使用したことに、原告の商業上の名声に便乗する悪意があると認定することは難しい。
 - (7) 係争商標と付図二は類似の商標ではなく、指定使用及び実際に使用する役務のいずれも飲食業界であり、係争商標と付図二はともに相当な識別性を有し、関連消費者に混同誤認を生じさせる事由がなく、被告による原告商標の使用に、悪意がないこと等関連要因を酌量して、総合的に判断した結果、被告による原告商標の使用は、関連事業者及び消費者にその商品の出所または製造主体について混同誤認を生じさせるおそれがなく、本件に商標法第68条第1項第3号規定の適用がないと認定すべきである。
- 2、原告が商標法第68条第3号の規定に基づき、被告が商標権等を侵害したと主張したことは採用できないので、原告が、被告による侵害の排除、防止及び連帯で損害の賠償を請求した他の争点にも理由がない。

(二) 前記を総合すれば、被告の商標は係争商標と類似しないので、消費者に混同誤認を生じさせるおそれがない。それ故、被告には、商標法第 68 条第 3 号所定の原告の商標権侵害の事情がなく、原告が商標法第 68 条第 1 項第 3 号、第 69 条第 1、2 項の規定に基づき、請求の趣旨の通りに判決を下すよう請求したことには理由がないので、棄却すべきである。

以上を総じると、原告による請求には理由がないので、知的財産案件審理法第 1 条、民事訴訟法第 78 条に基づき、主文の通り判決する。

中華民國 112 年 4 月 27 日
知的財産裁判所第三法廷
裁判官 王碧瑩

付図一（係争商標）

登録番号：00000000 登録公告期日：2018/11/01 商標権利期限：2028/10/31 商標権者：金之園股份有限公司 出願日：2018/01/31 商品区分第 043 類 商品又は役務名称：軽食店；レストラン；ケータリング；飲食提供サービス。 権利不要求：本件商標は「范記」文字の商標権を主張しない。 文字内容説明：商標法第 30 条第 1 項第 10 号但書に基づき、登録第 00224457 号商標権者の同意を得て出願した。

付図二（被告使用の図案及び文字）



TIPLO 台湾國際專利法律事務所
Attorneys-at-Law Taiwan International Patent & Law Office

事務所：
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所：
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所
© 2024 TIPLO, All Rights Reserved.